

## 「いわて男女共同参画出前講座」実施要綱

### 1 目 的

男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、県内市町村及び県内に事務所又は事業所等を有する各種団体等からの要請に応じて出前講座を実施することにより、広く県民に対し男女共同参画の学習の機会を提供することを目的とする。

### 2 主 催

岩手県、岩手県男女共同参画センター

### 3 実施対象団体

県内に事務所・事業所等を有する団体等で、次のいずれかに該当し、かつ参加者が 10 名以上見込まれる団体等とする。なお、実施要請が多数の場合は、より多くの県民に受講の機会を提供するため、地域バランスや職種などを考慮し、調整のうえ決定するものとする。

- (1) 市町村又はその機関
- (2) 産業、経済、農林水産業関係団体
- (3) 企業等
- (4) 小・中・高等学校、専門学校及び大学
- (5) 地域団体、学習団体等

### 4 事業内容

次のいずれかの内容について、前項による団体等からの要請により岩手県男女共同参画センター（以下、「センター」という。）から講師等の派遣を行う。

- (1) 男女共同参画の基礎  
男女共同参画の基礎的知識の学習やジェンダーに関する気づきのワークショップの実施等
- (2) ワーク・ライフ・バランス  
仕事（ワーク）と生活（ライフ）の調和（バランス）に関し、働き方やライフスタイルを見直すための基礎的学習及びグループワークを用いた学習等
- (3) ドメスティックバイオレンス（DV）の防止  
配偶者等からの暴力に関する現状や基礎的知識の学習とその防止に関する学習等
- (4) デート DV 防止  
交際相手からの暴力に関する現状や基礎的知識の学習とその防止に関する学習等
- (5) LGBTQ+（多様な性）に関すること  
LGBTQ+に関する基礎的学習と多様性が尊重される社会のあり方に関する学習等
- (6) その他  
上記の他、男女共同参画社会の実現に向けて必要な学習等

### 5 実施期間

毎年度 4 月 1 5 日～翌年 2 月 1 5 日までの期間

### 6 実施時間

講座開催時間は、概ね 60 分とする。（講義のみとする）

### 7 講座実施予定数

毎年度概ね 40 回実施する。

### 8 講師料

講師料は無料とする。ただし、講師料以外の費用（交通費実費、宿泊費、資料郵送費、資料印刷費、

通信費等)は要請団体が負担するものとする。  
但し、交通費は、センターの規定により定める。

## 9 出前講座の実施に係る手続き

- 要請団体は、当該年度の要請希望について前年度2月末日までに「出前講座申込書」(様式第1号)及び「出前講座に係る事前調査票」(様式第2号)をセンターへ提出する。  
但し、当該年度途中で予定数に達しない場合は、再度募集を行うものとする。
- センターは、出前講座の実施について年間日程を調整し、実施の可否等について要請団体へ通知する。
- 出前講座の実施に当たっては、要請団体、センター及び派遣講師において、事前に打合わせを行うものとする。
- 要請団体は、出前講座が終了してから14日以内に「出前講座実施報告書」(様式第3号)をセンターに提出する。

## 10 その他出前講座の実施に係る規定

- 出前講座を実施するにあたり、要請団体は、配布資料等に「岩手県男女共同参画センター出前講座」である旨を明記するものとする。
- 要請団体等が配布資料等を当該出前講座の目的以外に使用しようとする場合は、センターへ問い合わせること。
- 出前講座の実施方法については、要請団体とセンターとの間で調整の上、会場での参集実施の他に、オンラインでの開催、参集とオンラインを併用した実施することも可能とする。

## 11 事務局

出前講座の実施に係る事務は、岩手県男女共同参画センターが行う。

(附則)

この要綱は、平成31年1月30日から施行する。

(附則)

この要綱は、2019年11月5日から施行する。

(附則)

この要綱は、2020年11月10日から施行する。

(附則)

この要綱は、2021年11月4日から施行する。

(附則)

この要綱は、2022年6月20日から施行する。

(附則)

この要綱は、2023年11月30日から施行する。

(附則)

この要綱は、2024年11月30日から施行する。

(附則)

この要綱は、2025年11月1日から施行する。